

第四次環境基本計画の点検の進め方について

1. 次の環境基本計画の見直しまでの中期的なスケジュール

- 平成25年から平成28年まで毎年、合計で4回、点検を実施する。
- 計画を策定した平成24年から5年が経過した時点(平成29年)で計画内容の見直しを行い、計画変更の必要性について検討を行う。

H25 点検

H26 点検

H27 点検

H28 点検

H29 計画内容の見直し、計画変更の必要性の検討

必要に応じて計画の変更

(参考) 第四次環境基本計画の記述

第3部 計画の効果的実施

第4節 指標等による計画の進捗状況の点検

環境基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見も聴きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告する。

(略)

第5節 計画の弾力的対応と見直し

環境基本計画は、策定後5年程度が経過した時点を目途に計画内容の見直しを行うこととし、必要に応じて計画の変更を行う。

(略)

2. 每年の点検の進め方

(1) 每年の点検の流れ

- 毎年の点検は、点検方法等の審議、関係府省の自主的な点検等、中央環境審議会(総合政策部会及び各重点分野の関連部会)による点検の手順で行う。
- これらの時期は、予算への反映時期等を考慮して、以下のとおりとする(第三次計画の点検時に準拠)。

点検方法等の審議

前年 秋～冬頃

点検方法、重点点検分野、重点検討項目等の審議

関係府省の自主的な点検等

翌年 1月～3月頃

地方公共団体アンケート調査等

4月～

関係府省の自主的点検

中央環境審議会による点検

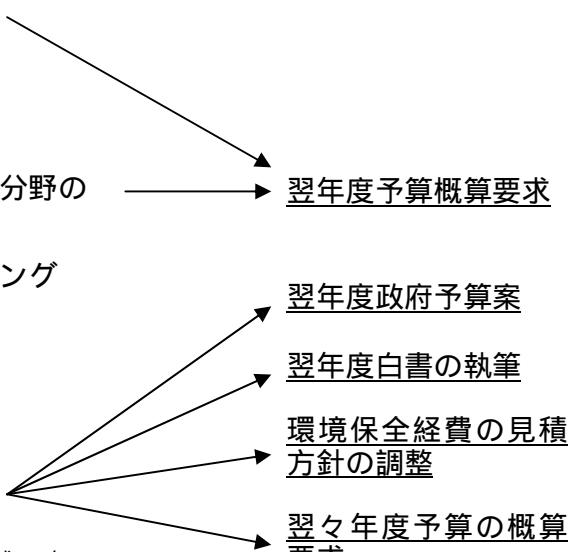
7月頃までに

総合政策部会及び各重点分野の
関連部会による点検
(地方ブロック別ヒアリング
を含む。)

9月頃～12月頃

点検報告書とりまとめ
パブリック・コメント
点検報告書閣議報告

H25 の点検方法等の審議については、時期が異なる(「3. 平成 25 年の
点検」参照)



(参考)第四次環境基本計画の記述

第3部 計画の効果的実施

第4節 指標等による計画の進捗状況の点検

環境基本計画の着実な実行を確保するため、毎年、中央環境審議会は、国民各界各層の意見も聞きながら、環境基本計画に基づく施策の進捗状況などを点検し、必要に応じ、その後の政策の方向につき政府に報告する。中央環境審議会の点検は、関係府省の自主的な点検結果を踏まえて実施する。

(略)

(2) 点検の内容

関係府省の自主的な点検

- ・ 関係府省は、各府省の環境配慮の方針に基づく施策の進捗状況について自主的な点検を実施する。
- ・ 自主的な点検の一環として、「重点検討項目（中央環境審議会の関心項目）」については深堀した分析を行い、中央環境審議会に報告する（関係する府省のみ）。

中央環境審議会の点検

ア. 総合的な点検（総合政策部会）

- ・ 環境基本計画全体の進捗状況について、国民の目からも分かりやすい全般的な評価を行う。その際、総合的環境指標等を活用する。

イ. 重点分野別の点検（総合政策部会及び各重点分野の関連部会）

- ・ 第2部第1章の重点分野単位で審議する。事前に「重点点検分野」を指定し、重点的な点検を行う。
- ・ 「重点点検分野」の内容のうち、中央環境審議会として特に関心が高い項目を、事前に「重点検討項目」として指定し、深堀した審議を行う。
- ・ 重点点検分野の審議には重点検討項目に関する府省も同席し、関係する重点検討項目について報告する。
- ・ これらの点検の際は、各重点分野別の指標、関係府省の自主的な点検、個別計画の点検等を可能な限り活用する。

ウ. 「復旧・復興」及び「汚染回復等」の点検（総合政策部会等）

- ・ 第2部第2章の「復旧・復興」及び第3章の「汚染回復等」についても点検を行う。

エ. 国民、地方公共団体、事業者等の取組を把握するため、アンケート調査、その他の調査等（総合政策部会）

- ・ 環境配慮の方針の運用状況について調査を行い、関係府省の自主的点検の全体像を把握する。
- ・ 国民、地方公共団体、事業者等の取組を把握するため、アンケート調査、地方ブロック別ヒアリング等、各種調査を実施する。

（重点点検分野に関する補足）

点検のPDCAサイクル確立の観点から、次の見直しまでに各分野少なくとも2回の点検を実施することを目標とする（事象横断的な重点分野（グリーン経済、国際的取組、地域・人づくり）については、毎年点検を実施）。

「重点点検分野」は、個別計画の改定スケジュールや時々の事情を踏まえて確定する。

（重点検討項目に関する補足）

中央環境審議会の関心項目を「重点検討項目」として事前に指定することで、議論の深化、行政側との対話の促進、点検作業の効率化を図る。

「重点検討項目」は、深堀した分析が可能となるよう、できるだけ論点を絞つ

た内容となることについて配慮するとともに、関係する府省をあらかじめ特定する。

「復旧・復興」及び「汚染回復等」についても同様に「重点検討項目」を事前に指定し点検を行う。

(アンケート調査に関する補足)

アンケート調査は、これまでの調査結果との継続性をできるだけ保ちつつ、第四次計画に導入された指標や、各重点分野における各主体に期待される役割に関する記述を踏まえ、必要な補強を行う。

(地方ブロック別ヒアリングに関する補足)

地方ブロック別ヒアリングは、地方の生の声を聞く機会であり、普及啓発の観点、地方環境事務所の活用の観点からも引き続き実施する。

地方ブロック別ヒアリングについては、総合政策部会における審議との連携を行えるよう、重点検討項目を踏まえた内容となるように配慮する。

次の計画改定までに全てのブロックにヒアリングを実施できるよう、毎年3箇所程度ずつ実施する。

(3) 指標の活用

- 環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を把握するため、指標については、重点点検分野の指定の有無に関わらず毎年確認を行う。
- 重点検討項目の点検では、より深掘した分析に資するため、可能な範囲で、当該重点検討項目に係る指標の分類や相互関係の整理等を行い、指標の動向について分析を行う。
- 点検における指標の活用においては、それぞれの指標が持つ特性、限界等に十分留意する。

(参考) 第四次環境基本計画の記述

第3部 計画の効果的実施

第4節 指標等による計画の進捗状況の点検

(略)

点検等に当たっては、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、環境基本計画の実効性の確保に資するため、環境の状況、取組の状況等を総合的に表す指標（総合的環境指標）を活用する。この場合に、) 事象面で分けた各重点分野に掲げた個別指標を全体として指標群として用いるとともに、) 事象面で分けた各重点分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群を活用する。また、環境問題の幅広い視点からの理解に資するものとして、) 環境の各分野を横断的に捉えた指標群も併せて活用する。さらに、) 環境と社会経済の関係を端的に表した指標として、 環境効率性を示す指標、資源生産性を示す指標、環境容量の占有量を示すエコロジカル・フットプリントの考え方による指標を参考として補助的に用いるとともに、 環境に対する満足度を示す指標について、今後、具体化に向けた検討を行うこととする。

なお、これらの指標の使用に当たっては、それぞれの指標が持つ特性や限界等に十分留意する必要があるとともに、それらに関して、広く関係者の理解を得るよう努めることが重要である。

(略)

3. 平成25年の点検

(1) スケジュール

- 平成25年の点検は、以下のようなスケジュールで行う。

点検方法等の審議

【平成25年2月】

総会（2月14日）

- 点検体制案の決定

【平成25年4月】

総合政策部会（4月¹⁾）

- 点検体制の報告
 - 点検方法の審議・決定
 - 事象横断的な重点分野²⁾及び「復旧・復興」の重点検討項目の審議・決定
- 1 必要な場合には、5月に追加的に総合政策部会を開催。
2 事象横断的な重点分野は、グリーン経済、国際的取組、地域・人づくり分野である。

関係府省の自主的点検等

【平成25年1月～3月】

地方公共団体アンケート調査等

【平成25年4月～】

関係府省の自主的点検

中央環境審議会による点検

【平成25年7月頃まで】

総合政策部会（事象横断的な重点分野及び「復旧・復興」）及び各重点分野の関連部会（水、大気）

- 関係府省ヒアリング等を通じて点検（地方ブロック別ヒアリング、地方公共団体アンケート調査報告等を含む。）

【平成25年9月頃～12月頃】

総合政策部会

- 点検報告書とりまとめ
 - ・各重点分野の関連部会での点検結果報告
 - ・報告書案審議（審議後パブリック・コメントを実施）
 - ・報告書及び翌年の点検方法の決定

中央環境審議会

- 点検報告書の閣議報告

点検報告書の年次報告への反映等

- 点検報告書の年次報告への反映
- 環境保全経費の見積もり方針の調整に反映

(2) 重点点検分野並びに「復旧・復興」及び「汚染回復等」

- 平成 25 年の点検における重点点検分野は以下のとおりとする。
 - (事象横断的な重点分野)
 - ・経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進
 - ・国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進
 - ・持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進
 - (事象面で分けた重点分野)
 - ・水環境保全に関する取組
 - ・大気環境保全に関する取組
- 上記に加え、「復旧・復興」についても点検を行う。

(今後の予定)

個別計画の改定スケジュールや時々の事情を踏まえて確定するが、現時点の想定は以下のとおり。

初年の平成 24 年は点検準備、最終年の平成 29 年は計画の見直しを実施。

横断分野(~)については、毎年点検を実施。

事象面で分けた重点分野(~)については、隔年で点検を実施。

重点分野名等	25	26	27	28	備考
経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進					
地球温暖化に関する取組					「京都議定書目標達成計画」(平成 20 年 3 月閣議決定)あり。 今後、新たな地球温暖化対策計画を策定予定。
生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組					「生物多様性国家戦略 2012-2020」(平成 24 年 9 月閣議決定)あり。
物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組					「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」(平成 20 年 3 月閣議決定)あり。 今後、新たな循環型社会形成推進基本計画を策定予定。
水環境保全に関する取組					
大気環境保全に関する取組					
包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組					WSSD2020 年目標達成のための「SAICM 国内実施計画」(平成 24 年 9 月策定)あり。

				今後、平成 27 年の第 4 回国際化 学物質管理会議（ ICCM4 ）に向け て、平成 26 年に点検予定。
「復旧・復興」、「汚染回復等」				実質的な点検を行うため、「汚染 回復等」については、平成 26 年 以降に点検予定。

(3) 重点検討項目

- 平成25年の点検の「事象横断的な重点分野」(横断分野)及び「復旧・復興」の重点検討項目は別紙(資料3-2)のとおりとする。なお、「事象面で分けた重点分野」(個別分野)の重点検討項目については、各関連部会において審議・決定する。

(重点検討項目の選定の際の留意事項)

- 深堀した分析が可能となるよう、横断分野については各分野2項目程度とし、できるだけ論点を絞った内容となることについて配慮する。
- 選定方法は、第四次計画策定時に、当該重点点検分野の主担当となった委員の意見を踏まえて項目案を作成し、関係府省の意見も勘案して、総合政策部会において審議・決定を行う。
- 報告を求める府省をあらかじめ特定する。
- より深堀した分析に資するため、可能な範囲で、当該重点検討項目に係る指標の分類や相互関係の整理等を行い、指標の動向について分析を行う。

(4) 地方ブロック別ヒアリング

- 平成25年の点検においては、北海道、関東、中部ブロックにおいて、重点検討項目の内容にも配慮しつつ、ヒアリングを行う。

(今後の予定)

ブロック	H25	H26	H27	H28
北海道				
東北				
関東				
中部				
関西				
中国				
四国				
九州				

第1回第四次環境基本計画点検スケジュール案(平成25年)

日程	中環審総会	総合政策部会	個別計画が存在する部会 (地球温暖化、物質循環、生物多様性)	その他関連部会 (水、大気、化学物質)	備考
2月	14日 点検体制説明				
3月					
4月	点検方法・重点検討項目の決定 (必要な場合には、5月に追加的に総合政策部会を開催)		(地球温暖化、物質循環、生物多様性) 平成26年度の点検までに重点検討項目の決定	(水、大気) 重点検討項目の決定 点検開始	・指標検討会の検討結果、地方公共団体アンケート調査結果等を参考として各部会へ提供 ・化学物質は平成26年度の点検までに重点検討項目を決定
5月	(横断分野及び「復旧・復興」) 点検開始				各部会で関係府省ヒアリング等を通じて点検
6月	関係府省ヒアリング 地方ブロック別ヒアリング、 地方公共団体アンケート調査報告等				
7月					
8月	(横断分野及び「復旧・復興」) 点検終了			(水、大気) 点検終了	
9月		個別分野の点検結果の報告			
10月		点検報告書(案)の作成			
11月		パブコメ			
12月		パブコメ結果報告、点検報告書、翌年の点検方法の決定			
年末		点検報告書の閣議報告			

重点検討項目

重点点検分野名：大気環境保全に関する取組

重点検討項目	広域的な取組を重視した大気汚染対策の取組
関係府省	環境省、経済産業省、外務省、国土交通省
検討内容の詳細	<p>平成 25 年 1 月頃から中国において PM2.5 による深刻な大気汚染が発生し、我が国でも一時的に PM2.5 濃度の上昇が観測された。PM2.5 による大気汚染について国民の関心が高まってきたことも踏まえ、PM2.5 対策の更なる強化が必要である。また、光化学オキシダントの平均濃度は漸増傾向にあり、環境基準達成率は 1% に満たない。</p> <p>PM2.5 対策や光化学オキシダント対策については、都道府県単位又は国単位を越えた広域的な取組が重要であり、このような観点から、以下の項目について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">a) PM2.5 に係る取組 【環境省】b) 光化学オキシダントに係る取組 【環境省、国土交通省、経済産業省】c) 東アジア地域における広域大気汚染に係る国際的な取組 【環境省、経済産業省、外務省】

重点検討項目	排出ガス、騒音などの自動車に起因する環境負荷の低減に向けた取組
関係府省	環境省、経済産業省、国土交通省、警察庁
検討内容の詳細	<p>自動車排出ガスによる大気汚染については、自動車の単体規制や自動車 NOx・PM 法、低公害車の普及促進により、全体としては改善傾向にあるが、NO2 については、環境基準を達成していない地点が引き続き残存している。自動車騒音については、発生源対策等の実施により、環境基準の達成状況は全体として改善の傾向にあるが、依然として環境基準が達成されていない状況にある。</p> <p>環境的に持続可能な都市・交通システムの実現を目指しつつ、自動車に起因する環境負荷の低減に取り組むことが重要であり、このような観点から、以下の項目について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">a) 環境性能に優れた自動車の普及促進の取組 【環境省、経済産業省、国土交通省】b) 自動車単体規制の取組 【環境省、国土交通省】c) エコドライブや公共交通機関利用の促進等交通の環境負荷低減対策や未然防止対策などの総合的な取組 【環境省、経済産業省、国土交通省、警察庁】